

第 29 期目録委員会記録 No.6

第 6 回委員会

日時：2003 年 10 月 18 日（土）14～17 時

場所：日本図書館協会 5 階会議室

出席：永田委員長、白石、原井、平田、古川、増井、茂出木、横山
<事務局>磯部

[配布資料]

1. 「日本目録規則 1987 年版改訂 2 版(NCR87-2R)第 13 章の改訂について（回答）」(田窪直規氏への回答)(2 ページ-A4、永田委員長)
2. 「日本目録規則について検討の要望」(1 ページ-A4、坂本博氏 (JLA 会員))
3. 「典拠データにおける個人情報の取扱いに関する方針について」(3 ページ-A4、国会図書館)
4. 「合集などの名称と定義（改訂稿）」(3 ページ-A4、古川委員)
5. “New Edition of AACR Planned” (JSC のホームページより)(2 ページ-A4、古川委員コピー)
6. [AACR2 1988 年改訂版における、複製物の原資料に関する注記と例示] (2 ページ-A4、古川委員コピー)
7. 第 13 章継続資料（案）(40 ページ-A4、原井委員)
8. 第 13 章現在（逐次刊行物）・031018 版（継続資料）対照表（56 ページ-A4、原井委員）
9. 「第 13 章変更理由の大別」(2 ページ-A4、原井委員)
10. 「第 13 章改訂の主な内容」(2 ページ-A4、原井委員)
11. 「第 13 章における複製物に係る項目抜粋」(2 ページ-A4、原井委員)
12. 「ホームページのタイトル変更を探して」(1 ページ-A4、原井委員)
13. 第 2 章 2.7.4 (和古書、漢籍に関する注記)(案)(4 ページ-A4、増井委員)
14. 第 3 章書写資料（案）(15 ページ-A4、増井委員)
15. 「国文学研究資料館 和漢古書書誌レコード作成要領のうち注記」(6 ページ-A4、増井委員コピー)
16. 第 29 期目録委員会記録 No.5 (6 ページ-A4、事務局)

[連絡事項]

- ・田窪直規氏に回答をお送りした（資料 1 ）
- ・第 4 回書誌調整連絡会議（11 月 21 日 テーマ：「名称典拠のコントロール」）に、委員長の代理として古川委員が出席する。

[検討事項]

1. 坂本博氏の要望の第 1 項目について

「著者の識別のためにプライバシーに関わる個人情報である生年を当然のように用いることの是非」(資料 2) について、資料 3 を参照しながら次のように検討した。

- ・第 4 回書誌調整連絡会議に関連があるので、それに備えて議論する。
- ・LC・国会図書館とも、生年を表示しないようにとの申し出があれば対応している。
- ・規則と運用を区別する必要がある。
- ・現行規定だと、生年がわかたら自動的に記す、と読み取れるのは問題である。
- ・カタログの狭い範囲で妥当とされてきた規定に基づく情報がウェブで広く流布し、そのことに著者本人が納得しないところに問題がある。
- ・その場合は生年を抹消する。利用者にとって区別できなくなっても止むを得ない。
- ・検討会で国会図書館の問題ではないか、との意見はなかったか。
- ・利用者は生年で同定するのではなく、生年はカタログにとって客観性と排列性を有する要素である。
- ・裏側とそれをどう見せるかは別のことであり、前者について目録規則で決める。運用まで規則に書くのはいかがなものか。今の問題は要するに運用の問題である。
- ・生年を当然の識別要素のように考えているとの批判に対しては、今後の検討課題とするとしてもまだ国際標準でも問題にされていない、識別要素として生年が最も適切であり入手可能性が高い、と答えたい。
- ・まとめると、今の目録規則は妥当であり変更は不要である。問題への対応は個別の図書館で考えていただきたい。ただし、目録規則を将来大きく変える際、入力仕様と出力仕様とを別にすべきであり、その際、後者の内容はプライバシーに配慮したものとする。

2. 坂本博氏の要望の第 2 項目について

「翻訳書の書誌的来歴の注記について、書名、出版地、出版者、出版年を記載することを常例とする」との要望(資料 2) について、次のように検討した。

- ・要望に沿う詳細な例示を加える。
- ・趣旨を了解し改訂のときに考慮する。

3. 第 13 章の改訂について

原井委員より次の説明があった。特に複製物に関して資料 11 を作成し、資料 7 に 13.7.1.1 A を新設した。複製物以外に大きな改訂はない。NII が更新資料の改題の例に使用できないことが判明したので、他に探したがまだ見つからない(資料 12。NII は 13.1.4.2 の例に転用)。次いで資料 7 に基づいて以下の議論を行った。

- ・13.1.0.3 別法に「複製物の場合、原継続資料のタイトル、責任表示等を記録する。」とあるが、この規定は、原継続資料からはタイトル、責任表示等のみを記録して、他は複製物を情報源にするのか、それとも原継続資料自体を情報源にするのか、どちらなのか。もし後者だとすると、通則の 13.0.3.1A に別法を設けるべきではないのか。

- ・複製物の注記については、AACR2 1988 年改訂版が参考になるのではないかと（資料 6）。ここでは、記述対象である複製物に関する注記が済んでから、原資料に関する注記をまとめて記録するように規定している。これは注記エリアに秩序を与えるのに効果的な枠組みであると思う。
- ・これは横断的な問題であるとともに、第 13 章では変遷前誌・後誌もあり、広く関連資料と把握すると複製物はその一種となる。また書誌的来歴という括り方にも関係する。
- ・順序表示の区切り記号法に関する規定は、0.2 にまとめるだけでなく再出する箇所が他にもあり、意図的に表現したのであって、かつての分散させた案の戻し忘れではない。
- ・13.0.2.1B のエ) とオ) は ISBD(CR) に由来するものであるが、タイトル変遷の観点から見ると、13.0.2.1A と別々に掲げられわかりにくいので、変遷注記に対応させて削除する。
- ・逐次刊行物と更新資料の書き分けをもっと明確にしてほしい。
- ・NII の HP の例には、「[電子資料]」という資料種別が必要ではないか。他にはないか。
- ・「原継続資料」は「原資料」でよいのではないかと。また「複製物」に統一するか。
- ・13.5.1.2 の「原状」は原資料を連想させるので取る。
- ・電子ジャーナルの目録をとらない図書館が多い。
- ・まだ複製物、逐次刊行物と更新資料の書き分け、紙媒体と電子ジャーナルとの並存への対応、タイトルの重要な変化の範囲を狭める問題が残っているが、年内に決着させ年度内に完成させる。

4 . 和古書・漢籍関連規定の改訂について

増井委員より、提出資料について次の説明があった。

第 2 章の和古書・漢籍に関する注記（案）は、注記の順序に留意し、item に関するものおよび本の外部に関するものを後に置くようにした。第 3 章案では現代の書写資料に関する条項と書き分けたがそれでよいか。また国文学研究資料館の注記の規定（資料 15）に挙げられた事項について内容的にすべて扱えるように、今回の案を考えたい。

次いで、以下の議論または指摘があった。

- ・書写資料は、1987 年版で非刊行物のなかの手書き資料として位置づけられた。西洋のマニユスクリプトの範囲とは一致せずタイプ原稿は含めない。今回は和漢資料をやや増強する、との方針に立ち、ことさら書き分けることはしない。
- ・和古書・漢籍関連規定を区別するときは、第 13 章の逐次刊行物と更新資料との書き分けと、体裁などをそろえるようにする。
- ・第 2 章の注記に関して、第 13 章案にならって条項間の参照を加える必要がある。文言も第 13 章案にならって「必要に応じて」は改める。
- ・前回提出の第 2 章案に対して、古川委員より次の指摘があった。

2.0.3.2C

第 2 文はなお書きとせず、「情報源の選択に当たっては、時代、ジャンルあるいは造本

等の事情を考慮する。」としてはどうか。

2.1.1.1A

「水族写真巻之一」のような和古書・漢籍に特有の、漢数字とアラビア数字の使い分けに関する規定が必要ではないか。

2.1.1.2D)

「従属的な著作は内容細目として注記の位置に記録する。」という規定は、架空の階層を作り出すことになり問題である。

2.1.5.1E

責任表示を補記する位置が近現代図書（注記）と異なる理由は何か、を明確にしておく必要がある（増井委員より、事例が多く慣習となっている、著者が一般に知られていても記載されないことが多いなどが理由である、との説明があった）。また本条項の位置を 2.1.5.1B の次に移す必要がある。さらに「必要があるときはその情報源を注記に記録する。」の箇所は、2.7.4.2 イ)における無条件の記録を求める規定と矛盾する。

2.4.1.1C ほか

出版地と出版者の組み合わせに関する規定をもっとわかりやすく整理する必要がある。

2.4.3.2E

「宝暦 13[1763]」の例と「[貞享 5(1688)]」の例が共存しているが、かつて問題提起があった付記と補記（丸括弧と角括弧）の複合についての方針を決める必要がある。また何の留保もなく「[出版年不明]と補記する。」と規定するのは、弊害を招く恐れがある。全体

「記述対象」、 「記述対象図書」、 「記述対象資料」の3語が混在している。

・和古書・漢籍関連規定の検討は、毎回第13章の検討が済んでから行うため、十分な時間が取れない。今回はこの逆にする。

5. 「合集などの名称と定義（改訂稿）」について

古川委員より、議題が輻輳しているとの理由で、和古書・漢籍に関連する「合集」と「合刻」に限定した「中間結論」に基づいて、次のような提案があった。

合集には、現用語解説の定義に、「合綴」との混同を避けるため、「刊行し」を挿入して、「いくつかの著作を集めて刊行したもの。」と改める。合刻は、現用語解説の定義全体を「合集のうち、総合タイトルをもたないもの。」と改める（NCR1965年版の「追加規則および修正・増補事項」を参考とした）。

これに関連して、委員長よりダブリン・コアにおけるコントリビューターとクリエイターとの関係について、コントリビューターが上位概念であり、その種類を識別するのにライブラリー・アプリケーション・プロファイルでは、MARCのリレーター（役割表示）を使用する方向に行くのではないかと、との説明があった。以上

> 2.1.5.1E

- > 責任表示を補記する位置が近現代図書（注記）と.....
- > わかっていて記載しない場合が
- > あるなどが理由である、.....
- >
- > 著者が一般に知られていても記載されないことが多い
- > などが理由である。